

細川頼之と覚王院宋縁

水野圭士

はじめに

近年の中世後期史研究では、將軍や大名それ自身だけでなく、その周辺人物、特に政治への関与者が注目されている。そのような人物達の中でも目立った足跡を残したのは、三宝院満済に代表されるような僧侶・山伏等の宗教者であった。^① 彼らのような存在が、複雑かつ繊細な関係で成り立つ室町幕府の政治体制下で、仲介や交渉など多大な役割を果たしたことから着目されたのであった。

南北朝時代、室町幕府管領細川頼之執政期、細川頼之の「無雙之知音」^②として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁については頼之の知音ということから、先行研究でその存在について触れられているが、^③ 宋縁は応安年間、興福寺衆徒によって行われた強訴で、三宝院光済と並んで執拗な配流要求を出されたことや、二条家の保有する門跡東教令院の管領権を二条良基から与えられるなど、多方面に活躍していた。その宋縁は関係する史料の中で

「鳩嶺雜事記」^④等山伏であると記すものがあり、従来検討が深められてこなかった部分が存在する。公武・寺社との関係で活躍した「無雙之知音」宋縁について考究することは、頼之政権の全体像を把握するためにも必要なことである。

宋縁についての先行研究は、歴史学・国文学の両面で行われてきた。歴史学では、小川信氏による細川頼之研究で触れられたのが先駆である。^⑤ 小川氏は宋縁を、頼之と親しく公武交渉を仲介した真言宗僧侶としている。他に宋縁について触れた研究としては、稲葉伸道氏・森茂暁氏によるものがある。^⑥ 両氏は興福寺衆徒による応安強訴に關しての研究の中で宋縁を取り上げ、それぞれ、「幕府僧」・「公武に通じた政僧」といった評価を下している。歴史学での宋縁は、細川頼之との関係や興福寺から流罪を要求されたことが注目され、宋縁自身の履歴や活動についての考察は深められてこなかった。国文学では、歌壇との関係を通じて宋縁についての研究が進められてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が宋

縁の推挙で義満に仕えるようになったとし、薬師寺公義・松田貞秀といった武家歌人の歌集に登場することに触れるなど事績を紹介している。⁽⁹⁾ 天野文雄氏は、義満と世阿弥の出会いとして知られる今熊野猿楽について考察される中で宋縁の存在に注目し、この出来事に宋縁が介在した可能性を指摘された。⁽¹⁰⁾ 天野氏は、宋縁が新熊野社の実力者であり、当時の芸能の世界に通じた人物であったとしている。小川剛生氏は、二条良基や足利義満研究の中で宋縁について触れている。⁽¹¹⁾ 宋縁が細川頼之等の武家と知音であっただけでなく、二条良基の連歌理論書『九州問答』の中で、新熊野の宋縁坊舎において句を詠んだ記事があることを指摘され、二条良基とも親交を深めていたことを明らかにされた。宋縁の坊舎の存在した新熊野社が、田楽等の催される場所として注目でき、宋縁が「文化的なバトロン」として重要な人物であるともされた。国文学では、宋縁の文化的な事跡と人脈が注目され、その事績についての説明が進められたのであった。

宋縁研究、特に事績解明は歴史学よりも国文学において進められてきた。だが、深められていない部分もある。前記したように宋縁のことを山伏と記した史料が存在しており、それは何を意味するのかという点や、「無雙之知音」とされる頼之の政権でどのような役割を果たしたのかといった点などである。

本論では、まず、東寺僧とされる宋縁⁽¹²⁾が山伏であった点や、応安以前の細川頼之との関係についてみる。応安元年にすでに「無雙之知音」と称されていることから、両者の関係は頼之の管領就任以前に遡るものと考えられる。宋縁が山伏であった点を論じ、頼之との接

点を見る。

先行研究で宋縁について触れる際、その号する「覚王院」について、東寺子院のそれと理解されてきた。しかし、称し始める時期などから、宋縁が号した覚王院が東寺ではなく備前国児島の覚王院などではないかということ論じる。

宋縁は頼之との関係が注目されるが、二条良基とも密接であった。文化面だけでなく、所領の付与や北朝の皇統問題への関与といったように、政治面での活動を考察する。

頼之政権下、宋縁は頼之の使者となることや、幕府訴訟に関与することなどを行っていた。そのことが、皇統問題や大名間の対立などの軋轢に苦心したとされる頼之政権⁽¹³⁾で、どのような意味を持ったのかについて見る。この観点から、応安強訴に際して、宋縁が関わったことの意味について再考察を行う。細川頼之が失脚した康暦の政変後、宋縁も活動が見られなくなる。保持していた東寺教令院や新熊野別当を失うなど、政変の影響を受けたものと考えられる。そのことから、武家の政変に宗教者も巻き込まれるということについても考えたい。

頼之政権研究は、室町幕府の制度的確立との関係で研究されてきた⁽¹⁴⁾。一方で、制度に拠らない人脈的・属人的な面についての考究は十全に行われていない。宋縁は頼之の「無雙之知音」であったために、幕府の関係する多くの場面に登場していた。そのことから、頼之政権の実態や内部を考察する上で恰好のものであり考察する。

第一章 覚王院宋縁

第一節 宋縁と頼之の接点

覚王院宋縁は細川頼之との関係で触れられてきた。では、宋縁と頼之はどのようにして接触を持ち、知音となったのであろうか。

【史料一】『後深心院閑日記』 応安元年七月二日条

晴、宋縁僧正來、武藏守頼之無雙之知音也、依有可相談之旨、所令招引也、

史料一は、応安元（一三六八）年七月二日、近衛道嗣が宋縁を招いた際の記事である。頼之が幕府管領に就任してまもない応安元年に、傍線部にあるとおり宋縁が「無雙」と称されたことは、その関係が管領就任以前に遡ることを示唆している。細川頼之は、観応三（一二五二）年、父頼春討死により阿波守護を継承した後、貞治六（一二六七）年一月二五日の管領就任まで在国活動を専らとし、主要な活動地域は中国・四国地方であった。そのことから、宋縁と頼之の関係は、管領就任以前に地方で始まったと思われる。

そのことを窺わせる宋縁と頼之の接点として、歌壇との関係がある。細川氏は一族あげて和歌を愛好しており、頼之も詩歌を嗜み勅撰集に入首していたことが知られる。⁽¹⁵⁾ 宋縁も勅撰和歌集に入首するだけでなく、その師良⁽¹⁷⁾も『風雅和歌集』等の勅撰和歌集に入首したように、和歌の世界で活躍した人物であった。『新統古今和歌集』（永享一一（一四三九）年成立）には、宋縁が頼之の分国讃岐の善

通寺で詠んだ和歌が入首している。そのことから、宋縁と頼之が和歌を通じて関係を持ったことが考えられる。ただ、その一方で、両者の親交が始まった時期を探ることの出来る材料は少ない。

その中で注目したいのが、応永年間に成立した修験道の典籍「山伏帳巻下」（以下「山伏帳」と記載⁽¹⁸⁾）である。その中には「宗縁⁽¹⁹⁾ 僧正⁽²⁰⁾ 三職」というように、「覚王院」と号した「宗縁」という山伏の名を登載しており、これは名称などから、覚王院宋縁その人と思われる。続々群書類従本の「東寺長者補任」の応安元年条には宋縁の名が記されているが、異本の応安元年条にも「宗円僧正山臥也」と記したものが⁽²¹⁾ある。これも同時期に、「覚王院宋円僧正」・「宗圓僧正、覚王院山臥也」と⁽²²⁾記す史料が存在することから、覚王院宋縁を指したものであると判断できる。宋縁は、他にも「熊野山臥」と記された史料が存在しており、山伏なのであ⁽²³⁾った。⁽²⁴⁾

「宋縁の名は、『山伏帳』の中で、「已前途極官」や「衆使」などの項目にみられる。それらの中でも「衆使」は諸国散在の山伏、熊野本宮長床衆の役職を示すとされ、その代表的な立場であった可能性を指摘⁽²⁵⁾されている。次節で検討するが、宋縁は熊野長床衆の中でも備前国児島を拠点とした児島山伏と考えられ、岡野浩二氏は、児島山伏の中でも僧正となったのは、京・熊野・児島を往来した者にみられることであるとされている。⁽²⁶⁾ 宋縁の関連史料は在京中のものが多数であるが、実際は地方でも活動していたと考えられるのである。

第二節 二つの覚王院

前節では、覚王院宋縁の細川頼之の幕府管領就任以前の活動に触れ、宋縁と頼之の接点についてみた。宋縁が熊野長床衆であり、更に児島山伏である可能性に触れた。備前国児島は、少なくとも永永年間には細川氏が分郡知行していた。⁽²⁷⁾ 細川氏の所領集積は分国形成と共に進められたことが指摘されていることから、その端緒は細川頼之の中国管領在任期まで遡る可能性がある。宋縁が児島山伏であるとすれば、頼之との関係について分国活動を含んで見通せるようになる。それ故、考察を行いたい。

宋縁はこれまで、真言僧・東寺の子院覚王院の僧として理解されてきた。⁽²⁹⁾ 『東寺長者補任』各本には、応安元年に東寺灌頂院御影供の執事頭役を勤めたことが記され、⁽³⁰⁾ 『東宝記』等には、永和元（一三七五）年、東寺宝蔵の七祖御影を修復したことがみえている。⁽³²⁾ このため、従来、宋縁の「覚王院」という通称は、東寺の「覚王院」であると考えられてきた。

しかし、後述するように南北朝時代東寺の覚王院は教令院と一括して伝領される状態にあった。宋縁が、後掲の史料九にあるとおり、その東寺子院教令院を二条良基から与えられたのは応安三年であった。⁽³³⁾ 宋縁が「覚王院」と称したことの初見である応安元年には、あとでみるように東寺の真縁が東寺覚王院を奉行していたと考えられる。そのため、宋縁が応安元年に「覚王院」と称されたとき、それは東寺の覚王院ではなかったと考えられるのである。このことを考える上で参考となるのが、備前国児島にも覚王院が存在していたことである。

【史料二】「東寺私用集」⁽³⁵⁾

一依巡役闕怠、被放大師門徒例事

（中略）

小島山臥覚王院

一宋弁僧正

貞治二年二月、被放門徒、

同三年御免有論旨之、仍執事頭勤之、^(也カ以下同)

宝蔵納之、

寺務、光濟僧正三三院

東宝已後⁽³⁶⁾

史料二は、室町時代の東寺執行栄増が編纂した記録「東寺私用集」からのものである。傍線を付した「宋弁僧正」には、「小島山臥覚王院」と傍書されている。児島山伏の院家の一つには、「小島山臥覚王院」というように覚王院が存在しており、史料二に「執事頭勤之」むとあるように、東寺灌頂院御影供執事役を勤めていた。⁽³⁷⁾ この点について、備前国児島を拠点とする児島山伏は、京都の新熊野社を拠点とし、東寺とも関係を持ったことが指摘されている。⁽³⁸⁾ その宋弁と宋縁の関係について、参考となるのが次の史料である。

【史料三】「東寺執行日記」貞治三年正月二三日条⁽³⁹⁾

廿三日、天晴、付遣新熊野坊了、抑此僧正事、爲自門法師之條、

勿論□□爲本如形兼真言歟、三寶院流也、凡為彼門流者、□

年良宋僧正勤仕此役之間、且任此例所遣差文也、加之□□大

峯札等、爲三寶流之由打之了、旁非可通歟、但□□答者、先師

宗助僧正不勤此役、建武元年良宋勤仕、□〔非〕先師、爲一流寄許也、爰良宋付屬之人ハ、宋縁法印也、入壇灌頂弟子也、如予者、未及傳法、非一流相承、一向山臥也、如此重事勤仕、尤有其憚、且門主常住院殿也、尋申入子細、追可申御返事之由、對寺家使節返答、不及取入差文、仍使者歸了、其後連々雖遣人、同篇返事也、

【史料四】「東寺執行日記」貞治三年二月五日条⁽⁴⁰⁾

(前略)

當年東寺御影供執事ニ、宋辨僧正相當巡觸之□^(前カ)、以御差文相觸之處、無故令故障畢、凡爲東寺門徒之條、更無其隱、諸人之所知也、仍大峯并宿々札、受三寶院流之由載之歟、自門之輩入峯之時、所見及也、(後略)

【史料五】性禪書狀⁽⁴¹⁾

(前欠) (候其故) (為)

(通)

非自門之由、今更掠申虚言候上者、被放門徒之由、被成申論旨之条、更以非所當罪科候、良宋僧正此役勤仕之条、無異論候狀、然者眼前令相統彼師跡、乍居住^(前カ)。三井門人之由、令申候条、造意之企、背尺門法候坎、所詮(後欠)

史料三・四は、「東寺執行日記」中の貞治三年の東寺灌頂院御影供執事役に関する記述の一部であり、三宅克広氏等により中世山伏の帰属を探るものとしても注目されているものである。⁽⁴²⁾

史料三・四の内容を確認すると(史料三で「差文」を「新熊野坊」に遣わされた「此僧正」は、史料四で執事役に当たることを記した「御差文」を伝達されている「宋辨僧正」である)、史料三の傍線部①で東寺側は、宋弁は「自門法師」で真言を兼ねた「三寶院流」であるとし、宋弁が執事役を勤仕しなければならぬのは、良宋が過去にこの役を勤めたためとしている。これに対して傍線部②で宋弁は、自分の師宗助はこの役を勤仕していないこと、良宋は先師というのではなく一流として執事役を行ったこと、「良宋付屬之人」は宋縁であること、自分は伝法も授かっていない全くの山伏であるため、執事役勤仕は憚りがあると答えている。

史料三に続く史料四の傍線部では、宋弁の三宝院流ではないという主張について、宋弁が東寺門徒であることは知られており、三宝院流であることも大峯にある札によって確認されていると、東寺側から否定されてしまっている。その後、前に掲げた史料二にもあるように、宋弁は執事役を勤めることとなっている。

史料五の傍線部によれば、宋弁は良宋の「令相統師跡」しめたものと指摘されており、少なくとも所領の面では良宋の継承者であったと思われる。そのことから「良宋付屬之人」宋縁と近い関係であったことが分かる。「東寺長者補任」や「山伏帳」によれば良宋も山伏であった⁽⁴⁴⁾。それらのことからすると、宋弁と宋縁は、山伏であるというだけでなく、同じ良宋の跡を継いだ間柄であったということとなる。宋弁と宋縁は、史料三や後掲の史料一二にあるように新熊野社に坊舎を持ち、その別当となったという共通点を持っている⁽⁴⁵⁾。宋弁が東寺灌頂院御影供執事役の勤仕者として、宋縁の名を挙

げたのも両者の近さの表れだといえる。宋縁の号する「覚王院」とは宋弁のものを相承したと考えられるのではないだろうか。

備前国児島の覚王院について言及したが、一方で同時期に東寺にも覚王院と記される子院が存在していた。

【史料六】「東寺執行日記」貞治三年四月四日条⁽⁴⁷⁾

四月四日、^{天明}愛懂丸出家、號民部卿忠伊^{年十}、戒師真瑜、號覺王院也、

史料六の傍線部によれば、後掲の史料七で宋縁の前に教令院・覚王院を奉行していたとされる真瑜が貞治三年に「覺王院」と号していたことが記されている。貞治三年には、真瑜の東寺覚王院と宋弁の小島覚王院が並存していたこととなる。真瑜は応安元年七月に重書や仏具といった所伝分を全て後掲の史料八に名のみえる義宝に譲っているが、東寺供僧から退いたことが確認できるのは、応安二(二二六九)年九月であった。真瑜は応安二年頃まで「覚王院」を管領していたとみられる余地がある。宋縁が覚王院と称されるのは、前記してきたように応安元年が初見である。このように考えると、宋縁の「覚王院」は、宋弁から継承した備前児島「覚王院」と、真瑜からの東寺「覚王院」のいずれなのかという問題が生じる。

第三節 二条良基と宋縁

一前節では、宋縁が号していた「覚王院」について論じ、備前国児島と東寺に同名の院家が並存していたことに触れた。ここで問題と

なった二つの覚王院の内、東寺の覚王院は五撰家のひとつ二条家のものであった⁽⁵¹⁾。二条良基は宋縁と親交があった人物であり、その関係を探ることは、覚王院の問題や宋縁の位置付けを考えるうえで重要である。

宋縁と二条良基の所領による関係を考察していく際、重要な点といえるのは、二条家家門の管領する東寺子院教令院の存在である。この教令院は、元来二条家のものではなく、七条院の護持僧であった長嚴の坊舎から発展したものとされる⁽⁵²⁾。二条師忠の子忠瑜に相承された際、二条家の管領する門跡として定められ伝来したものであった。本来は二条家の子弟が入室するはずであるが、戦乱の影響などから安定的な伝来とはいかず、二条家当主の決めた人物が知行するという状態になっていた。

【史料七】光嚴上皇院宣案⁽⁵³⁾

教令院并覺王院門跡、并所領等事、任忠瑜僧正定置之旨、以器量之仁被入室、可被全管領之由、院御氣色所候也、以此旨可令洩申二條大納言殿給、仍執達如件、

建武三年十二月廿五日 参議資明^(柳原)
前大膳權大夫殿

【史料八】教令院門跡相承次第⁽⁵⁴⁾

教令院門跡相統事
道朝 忠瑜 信朝
右院家者、信朝僧正院務代、建武三年騷乱刻、院家滅亡、門跡

児島の院家の覚王院を拠点とする山伏であったためということになる。宋縁の在地での活動徴証は乏しいが、文和から貞治にかけて、備前国児島にあった大覚寺領通生新莊の代官となっていた人物に「宋円」⁽⁵⁸⁾がいる。この人物は、前述したように宋縁が「宋円」とも記されたことや、史料上で『山伏帳』にみえる宋縁の通称「大輔法印」と記されていることからみて覚王院宋縁と考えられる。近年の山伏に関する研究成果として、中世、児島山伏が寺門・真言に両属していたことが挙げられている⁽⁵⁹⁾。寺門に属する児島山伏の宋縁が、東寺の子院を知行したことも、その表れと評価できるだろう。

この二つの史料は子院の伝領問題以外にも、その発給年月日に注目すべき点がある。すなわち、応安三年とは、後光厳天皇が讓位を決意し細川頼之に働きかけた年であった⁽⁶⁰⁾。正平一統とその破談によって、北朝の三上皇・皇太子が南朝に連れ去られた結果、本来登極の可能性がなかった後光厳帝踐祚という異常事態が発生した。以後、北朝は、後光厳天皇と還京した兄崇光上皇との間で内部対立を抱え込むこととなった⁽⁶¹⁾。天皇は上皇と皇位継承を巡り緊張状態にある中、応安三年八月讓位を發意し、一〇月にほぼ確定した。その際、二条良基は後光厳天皇と皇統問題について語り合い、讓位等について意見具申するなど、天皇側に立った行動を取っていた。後でみるように、宋縁の新熊野坊舎で皇統問題についての大名会議が開催されたのは、史料九と一〇の間、同年一〇月五日のことであった。関係人物の結びつきや時期からみて無関係のものとは考えられず、良基は細川頼之の「無雙之知音」宋縁の皇統問題での働きを期待し、史料八を發給したと考えられるのである。

二条良基は、足利將軍を朝廷に取り込むことを企図していたとされている⁽⁶⁴⁾。その良基からすれば、幕府の実権者頼之の知音である宋縁とより強い関係を取り結んでおくことで、頼之との結びつきを強めようとしたと考えられる。二条良基が、教令院を宋縁に与えたのは、頼之対策の面が存在した。宋縁の果たした役割として、頼之と関係を持つための媒介者の役割を期待されていたのであった。

第二章 宋縁と頼之政権

第一節 頼之政権と宋縁

覚王院宋縁の事跡を史料上で頻繁に確認できるようにするのは、頼之政権の時代、応安から康暦、特に応安年間である。この時期、宋縁は、興福寺の強訴だけでなく、多くの場面で登場し、幕府と関わり合いを持った。その関わり合いは、どのようなものであったか、宋縁が重用される意味を考察したい。

【史料一一】『祇園執行日記』応安五年一二月一六日条

十六日(中略)

一行覺王院僧正宋縁許、脚氣風氣間、不及對面之由、以同宿大進房返答之、宮内卿僧都詮縁對面、管領卷數返事不被出申之處、治田對面時可申云々、又造營申狀与奪事、同可申治田云々、宛所御師家事、將軍御判御教書案、二通令見處、管領返事不足准據之由申之、御師御文事、可申治田云々、

史料一一は、祇園執行頭証が、宋縁の下を訪れた際の記述である

(宋縁本人とは対面できず、やり取りは宋縁の弟子詮縁⁽⁶⁵⁾が行った)。この中で、顕詮は、頼之が巻数返事を出さないことが度々なこと、(祇園社の)造管申状の担当奉行交代を欲すること、祇園社御師職補任状(の宛所)のことについて宋縁に相談している。宋縁は顕詮に対し、それらの問題は「可申治田」しと返答している。

史料一で出てくる「治田」とは、細川頼之の奏者であった治田弾正藏人のことである。頼之政権の時代には、管領被官を奏者として訴訟を受理することが行われるようになり、その奏者達は当番制で訴状の検討をしたとされている。⁽⁶⁶⁾その点を踏まえると、どの当番に提訴するかということ、自らの主張を果たしたい訴人にとって、極めて重要な問題であった。宋縁は顕詮に対して、治田にいうのが良いと助言したが、このようなことは、頼之周辺の人脈に深く通じる人間にして始めて可能なことである。史料一は、宋縁がいかに頼之政権に食い込んでいたかの表れといえるだろう。宋縁は、個人的に頼之と親しいというだけでなく、それを元にして、幕府裁判に關しての助言を行うなどの活動をしていたのであった。室町幕府との関わりでいえば、足利義満側近の公家歌人となる飛鳥井雅縁を幕府に推挙することを行ったとされることも、幕府に対する影響力を示すものといえるだろう。頼之との知音関係が、宋縁の存在を大きなものにしていたのであった。

宋縁から幕府に關わった例を見たが、逆に頼之の側から宋縁を用いるのはどのような場合であったのだろうか。まず取り上げられるのは、頼之の使者となったことである。「参議行忠卿記」によれば、⁽⁷⁰⁾応安四(一三七一)年一〇月二三日、宋縁は、当時頼之の命で石清

水八幡宮造管のために棟木銘を執筆していた能書家世尊寺行忠のもとを、「武州使」として訪れ、頼之が相模守に転任したことを御教書と共に伝えている。中世、大名の使者を昵懇の宗教者が務めることは珍しいことではないが、宋縁はより深く幕政に關与していた。

【史料二】「後光厳天皇御記」応安三年一〇月五日条⁽⁷³⁾

五日、入夜光濟參、今日於新熊野、權僧正宋縁坊云々、諸大名御合、去比巷説以後初度云々、對面頼之朝臣、條々申閑談旨等、(後略)

史料一二は、「後光厳天皇御記」応安三年十月五日条である。傍線部によれば、「新熊野」の「權僧正宋縁坊」で、「諸大名會合」と記されている。すなわち、宋縁の坊舎が、幕府の最高意思決定の場である大名會議の開催場所として使用されたことが記述されているのである。

前述したように、史料一二の記された応安三年、後光厳天皇と崇光上皇との間で、皇位を巡る対立が顕在化していた。史料一二の割注にある「去比巷説」とは、当時、後光厳天皇が、崇光上皇を陥れようと幕府に讒言したとする風説が流布していたことを指すが、この対立は幕府をも巻き込み深刻化していた。中世の寺院には、正平一統に際して足利義詮と南朝勅使とが賀茂親承法印坊で対面したことにみられるように、⁽⁷⁶⁾対立関係にあるものが平和的に接触できるといふ面があった。新熊野社は、皇統問題という極めて重く繊細な政治問題に際して、幕府実力者の會議の場所として機能していたのであった。

後光厳皇統支持とされる頼之⁽⁷⁾からすれば、斯波・土岐といった崇光支持派⁽⁷⁸⁾や反細川派を抑え幕府内の抗争を防ぐためにも、大名会議招集の同意をとれる地があることは重要なことであつたらう。和歌等の芸能に通じ、広い人脈を持っていた宋縁は、頼之のための周旋を人・場の両面で果たすことができる人物であり、諸大名の不協和音の中で政権を運営していかなければならない頼之にとつて、貴重な存在なのであつた。

第二節 応安強訴と宋縁

宋縁が研究史上で注目されるのは、応安四年に起きた興福寺衆徒の強訴に際して、衆徒側から執拗に配流を要求されたことである。この強訴で、宋縁が何故糾弾されなければならなかつたのか、その意味が何であつたのかについて考え、宋縁の位置をみたい。

南都興福寺は、観応以来、門跡間の確執や院家の支配を巡り、対立・抗争を繰り返して、武士の台頭を招くことになつたとされる⁽⁸⁰⁾。応安の強訴で、追放を主張されることとなつた一乗院実玄に至つては、延文二（一三五七）年、配下を率いて南都に乱入し、焼討を行うといった乱行に及んでいた⁽⁸¹⁾。そのような中、応安初年、大乘院門跡を巡つて新旧門主が争う中、実玄が加担し、騒乱が発生しようとしていた⁽⁸²⁾。これに対して興福寺学侶・六方衆は、「両門主之不和、佛法之滅亡、衆徒之衰微」と断じ、北朝・幕府に申状を捧げた⁽⁸³⁾。これに対して、門主側は対立を翻して結束、衆徒に対抗した。両門跡と対立した衆徒側は北朝に事態収拾を求め、春日神木入洛を決意。応安四年十二月二日、神木入洛は実行され、ここから三年に渡つて神木が

在洛することとなつたのであつた⁽⁸⁵⁾。

これに対して北朝は当時、前述した皇統問題を抱え、後光厳天皇の子、新帝後円融天皇の即位礼を控えていたため、強訴の早期終結を強く望んだ。そのため、神木入洛の三日後には実玄等の門跡停廃を決定し、幕府に伝えた⁽⁸⁶⁾。しかし、衆徒側は、北朝側が即位礼挙行に動いたことに反発、一二月一日、神木在洛中の大礼挙行を不当として、実務に当たっていた柳原忠光・広橋仲光を放氏した⁽⁸⁷⁾。衆徒側の動きは、公卿の放氏に留まらず、一五日には、門主に与したとして、宋縁・光済の流罪を要求するまでとなつた⁽⁸⁸⁾。

幕府は昵懇の宋縁・光済配流に簡単に同意せず、強訴は長期化するることとなつた。応安五年一二月、即位礼の実施のため二条良基は、興福寺僧綱等と神木帰座の交渉を行った⁽⁸⁹⁾。良基は、衆徒側の要求を呑み宋縁達の諸職改替の実現を行うなど斡旋に動くが不調に終わり、まもなく放氏され、事態をさらに長期化させる始末であつた⁽⁹¹⁾。事態の深刻化から、後光厳上皇も、撰閥家だけに任せておけず、応安五年一二月と応安六年七月に僧綱を呼び寄せ交渉するも解決せず⁽⁹²⁾、即位礼を見ぬまま応安七（一三七四）年正月崩じてしまつた。ここに至つて、同年十一月、宋縁等の流罪が宣下され、その結果一二月一七日神木は帰座し、強訴の終結後、後円融天皇即位の礼が行われた。新帝の即位礼を人質とされる形となつたため、上皇・良基は収拾を焦るものの、衆徒側の要求貫徹の主張に抗えず事態は混迷、長期の問題となつてしまつたのであつた。

この事件では宋縁の配流が大きな争点となつた。しかし、実際に行われた配流は、配所到着まえに帰京するなど、形ばかりのもので

あり、宋縁達は、神木帰座・即位礼挙行後すぐに帰京を宣下されている。⁽⁹⁵⁾衆徒側はこの強訴で何を意図していたのであろうか。

【史料一三】「寺訴引付日記」⁽⁹⁶⁾

正十八
興福寺學衆徒申條々

① 神訴條々、粗雖仰聖斷、武家施行一向不事行之間、衆徒愁鬱更以難休、則清水寺敷地并赤松肥前入道神人刃傷、兵庫助刃傷殺害悪行、未及御沙汰、次兩僧正、任先進目錄之旨、被停止京中經廻、并無南都許可者不可有御免之由、可被下院宣、次寺社領守護地頭濫妨事、適雖被成御教書、更無叙用、今既諸國守護人等當參之上者、眞實被下嚴命者、爭可奉聊爾御下知乎、所詮篇々神襟雖難測、先奉恐勅命、今月中悉有御遵行實者、來月中旬可被默下歸座吉日、若一而有相殘分者、更不可及其沙汰、若歸座以前大禮被經御沙汰者、固可奉抑留當家御供奉者也、以此趣可被達公方候、

史料一三は、前述した応安五年一二月から翌年正月にかけて行われた二条良基と衆徒達の交渉の際、衆徒側から北朝に出された申状の一つである。内容を要約すると、朝廷の裁許が出されても幕府の実行がなく赤松入道等の罪についてなどの処分も果たされていない。兩僧正（宋縁・光濟）の洛中徘徊を止め南都の許可なく勅免をしないという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書が出されても守護地頭が従わないので、厳密に行つて実をあげるようにせよ。衆徒の要求が今月中に全て実行されたならば来月中旬には

神木を帰座するという要求を出し、要求が満たされなければ帰座はなく、帰座以前の即位大礼挙行は認めないという方針を取っていた。

この交渉では問題は解決せず、強訴はさらに長引くのであるが、本論で注目したのは、傍線部①に「武家施行一向不事行之間、衆徒愁鬱更以難休」とあるように、衆徒側の要求について幕府による実施を問題にしていることである。応安強訴では史料一三に限らず、「御遵行實」といったような、要求の完全な履行がよく主張されている。⁽⁹⁷⁾強訴の発端となった実玄達の追放について、朝廷でも速やかに許諾したことは前記した。しかし、衆徒側は、「無配國下向實」⁽⁹⁸⁾とし、衾官旨を出し、実玄追捕に幕府を動員することを要求した。つまり、衆徒側は、幕府がこの問題に強力に関与することを求めていたという側面を指摘できるのである。光濟と宋縁は、朝廷と幕府の間で介在し、実質的な氏長者二条良基とも親近であった。衆徒側が光濟・宋縁に注目した背景として、氏長者・朝廷を通じ幕府を動かすことを企図したことがあるといえるだろう。

北朝では応安強訴に際して、応安四年一〇月、衆徒が実玄達の弾劾を行った時点で、「南都六方衆徒訴訟（中略）即可被仰武家哉」と、幕府に問題解決を命じるかが問題となっていた。⁽⁹⁹⁾この問題は始めから、幕府の関与が争点であったともいえるのである。

史料一三の傍線部②によれば、衆徒側は宋縁と光濟について南都の許可のない勅免を許さないとしている。前記したように、実際は、神木帰座後ほどなく帰京し、翌年正式に赦免されている。衆徒側も、宋縁配流の要求の目的は、宋縁等を流罪にすることそれ自体ではなかったのではなからうか。宋縁と光濟は、興福寺衆徒から「光濟・

宋縁両僧正耽一乘院之賄賂、奉掠公家・武家」つたと糾弾されたように、賄賂を受け取り、実玄に与したとされる。衆徒達からみれば、宋縁が「公家・武家」を「奉掠」ることができるほどの人物として認識されており、宋縁に圧力をかけることが幕府を自己に引き寄せ、効果を待つことを期待していたと考えられるのである。

門主達の争い等で疲弊した興福寺の復興は、その後足利將軍の力で果たされたことが指摘されている。一方で、幕府が南都に使節を派遣し直接の交渉を持つようになる康暦二年以前にも、頼之政権の最末期に「依南都訴訟」り幕府軍が南都へ発向するということがあった。応安の強訴は、幕府が南都に直接的に介入する端緒とみることができ、宋縁という幕府の実権者細川頼之の知音を攻撃することで、幕府も直接の当事者として、この問題に関与することを余儀なくされた。これこそが、衆徒達の狙いだったといえるのである。

第三節 康暦の政変と宋縁

細川頼之が失脚することとなった康暦の政変であるが、頼之の盟友である宋縁も、康暦以後、その活動がほとんど検出できなくなる。政変は、細川一門が四国で逼塞することになるなど、室町幕府に様々な影響を与えた。この政変の宋縁への影響を考え、頼之との関係についてまとめておきたい。

【史料一四】二条良基書状案

(此間、宋縁僧正知行分、悉可有御管領、可被止方々違乱候也)

教令院門跡者代□□家管領□□不及異儀候、定御存知候坎、此間一且申付宋縁僧正候、而遠□之上者、可□管領候也、更不可有他妨候、且祈禱事、元來憑存候間、□此相計□□謹言、
康暦元年 後卯月廿二日
宗助 御判
 理性院僧正御房

史料一四は、理性院宗助に、自家の家門教令院を、祈禱料所として管領させるとした二条良基書状案である。前掲史料八では、宗助の教令院の知行を「明德已後」とするが、実際には康暦元年以後であったことが史料一四から分かる。

この史料で特に注目したいのは、傍線部と日付である。傍線部は、「此間一旦申付宋縁僧正候、而遠□」と記し、一時的に宋縁僧正に教令院の知行を命じていたところ、宋縁が「遠行」してしまったのである。前述してきたとおり、応安三年以来、教令院を知行していたのは覚王院宋縁であり、僧官の一致からも、史料二三の宋縁が覚王院宋縁を指していることは疑いない。「遠行」の意味は、「日本国語大辞典」によれば、「遠出」、もしくは「死ぬこと」「流罪を婉曲に言う語」である。門跡の改替を指示する史料であるから、宋縁の死を意味した記述とも見えるが、宋縁はこの後、康応元(一三八九)年に新熊野別当に再任されている。そのことから、ここでの「遠行」は、遠出ないしは配流の意味と取れる。さらに、この文書の発給年次であるが、「康暦元年」の「後卯月廿二日」であり、同年閏四月一四日に起きた康暦の政変直後のものである。頼之と宋縁の関係からみて、二つの出来事に因果関係があったと考えるのが

妥当である。史料一四は、康暦の政変の結果、宋縁から教令院門跡が失われたこと、宋縁自身も離京を迫られることになったことを伝えるものなのである。

康暦の政変に関しては、細川一門が頼之と共に四国へ下向したことが知られている⁽¹⁰⁾。しかし、その影響は細川氏に限定されるものではなく、畠山基国や日野資康等、武家・公家問わず旧細川与党に対する襲撃の風聞が流れるほどのものであった。史料一四のように、宋縁も頼之失脚のために、連動して京から去ることになったと考えられるのである。

これまで述べてきたような宋縁の幅の広い活動について、宗教者の中立性あるいは無縁といった面で捉えることもできよう。しかし、宋縁がその事績を様々に残すことができたのは、その有縁性、何よりも細川頼之と「無雙之知音」であるゆえであった。であるからこそ、幕府裁判に関係を持ち、皇位継承問題に関わることとなった。そのため、頼之が失脚すれば、保持していた諸職を失うなど⁽¹¹⁾、宋縁も大きな損害を被ったのであった。逆説的にいえば、不利益をも共有する関係であったからこそ、「無雙」と称されるほどの知音たりえたといえよう。宋縁は、政権に近すぎたために、その政権が崩壊すると逼塞せざるをえない立場なのであった。

おわりに

細川頼之の「無雙之知音」と称された覚王院宋縁という人物の事績を中心に両者の関係と、その影響を述べてきた。最後にまとめを行い、展望を記しておきたい。覚王院宋縁は、二条良基から二条家

家門の東寺子院を宛行われていたことから、従来東寺の僧侶としてのみ理解されてきた。しかし、宋縁は二条良基から東寺覚王院を預けられる以前から覚王院と記されていた。その院号覚王院の名乗りと考えた。宋縁は中国管領となった細川頼之が中国・四国地方で活動し、讃岐から児島を経て中国地方に進出するなか、在地で親交を結ぶようになったとみられる。上洛し管領となった頼之にとって、都に広範な人脈を持つ宋縁は重宝する存在であったと考えられる。

頼之政権下、裁判から朝廷にいたるまで、宋縁は様々な面で幕府と関係した。頼之は宋縁の幅広い人脈を使い、政権の維持に用いたとみられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益を得ていた。二条良基のように武家の力を期待するものたちが、頼之と結ぶ有力な伝手として宋縁を認識し、近づいていた。そのことは一方で、康暦の政変や応安強訴など不利益を招来する面もあり、これらは表裏一体の関係であった。このような問題は、京都に幕府がおかれた中世後期、頻繁におきた問題と考えられる。

本論では論じ残した点も多い。先行研究で指摘される三宝院との関係など⁽¹²⁾、より深める必要がある部分もある。通生新莊の代官となった「宋円」と宋縁の関係など、宋縁の在地における活動についてもさらに深める必要がある。頼之の上洛以前の活動と宋縁のように幕府管領時代に繋がる人脈の形成についてもさらに考察したい。宋縁が多く的事績を残した芸能との関係でいえば、その師の三十三回忌を近江猿楽の拠点敏満寺で挙行した⁽¹³⁾点は、世阿弥との関係を考える上で興味深いことである。『太平記』の作者とされる小島法師には

児島山伏説があることから、宋縁と細川頼之の関係も視野に入れて、『太平記』の成立を論じる余地がある。宋縁という素材は、南北朝の政治・文化・社会を考究する手がかりを多く与えるものである。それぞれをさらに掘り下げていくようにしたい。

註

- (1) 満濟については、森茂暁『満濟』（ミネルヴァ書房、二〇〇四年）参照。
- (2) 清水克行氏は同『室町時代の騷擾と秩序』第二部第三章（吉川弘文館、二〇〇四年、初出『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇二年）で、室町幕府下、文化・宗教の「場」を介して政治が動いていたことを指摘されている。
- (3) 『後深心院関白記』応安元年七月二日条。
- (4) 小川信『細川頼之』（吉川弘文館、一九七二年）。
- (5) 『鳩嶺雜事記』（『大日本古文书 石清水文書四』）。上記書は石清水八幡宮の神官の手によると推定されている（『群書解題』）。
- (6) 前掲（4）。
- (7) 稲葉伸道「南北朝時代の興福寺と国家」（『名古屋大学文学部研究論集』四四、一九九八年）、森茂暁「増補改訂南北朝公武関係史の研究」（思文閣出版、二〇〇八年）。
- (8) 稲葉氏は平雅行氏の鎌倉幕府將軍護持僧概念（同『鎌倉仏教論』（『岩波講座日本通史 第八卷』中世二、岩波書店、一九九四年）を当てはめたものとしている（稲葉前掲（7））。
- (9) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期 改訂新版』（明治書院、一九八七年）。
- (10) 天野文雄「今熊野猿楽の実現―義満白覽の実現をめぐる―」（『待兼

山論叢 美学編』二二、一九八八年）。

- (11) 小川剛生『二条良基研究』（笠岡書院、二〇〇五年、以下では小川Aと表記）、同『足利義満―公武に君臨した室町將軍―』（中公新書、二〇一二年、以下では小川Bと表記）。
- (12) 前掲（4）、小川B。
- (13) 前掲（4）。
- (14) 小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。
- (15) 前掲（4）、山田徹「南北朝期の守護在京」（『日本史研究』五三四、二〇〇七年）。
- (16) 前掲（4）。小川信『山名宗全と細川勝元』（新人物往来社、一九九四年）。
- (17) 良宋は、熊野山伏の歌集『新浜木綿和歌集』の撰者ともなっていた（前掲（9））。
- (18) 「山伏帳巻下」（『修験道章疏 第三卷』、国書刊行会、二〇〇〇年）。上記書には、後記する宋弁・良宋・隆縁の名も登載されている。
- (19) 『統々群書類従』「東寺長者補任」応安元年条。
- (20) 湯浅吉美「観智院に蔵する『東寺長者補任』の異本について」（『成田山仏教研究所紀要』二三、二〇〇〇年）翻刻「東寺長者補任」応安元年条。
- (21) 「祇園執行日記」応安五年一月二八日条。
- (22) 「異本長者補任」応安元年条（『大日本史料』第六篇之三〇、応安元年雜載）。
- (23) 前掲（5）。
- (24) 覚王院宋縁が山伏であったということについて、初めて言及されたのは天野文雄氏である（前掲（10））。天野氏は、橋本初子氏の研究「橋本初子「中世寺家の意見状について―放門徒」と「門徒還入」―」（『日本歴史』四七二、一九八七年。同『中世東寺と弘法大師信仰』、思文閣出版、一九九〇年収録）を参照されながら、新熊野社との関係を論じる中で触れ、新熊野僧であることの微証とされている。

- (25) 近藤祐介「室町期における備前国児島山伏の活動と瀬戸内水運」『学習院大学東洋文化研究叢書「東アジア海をめぐる交流の歴史的展開」』二〇一〇年。
- (26) 岡野浩二「児島修験の再検討」(『吉備地方文化研究』二二、二〇二二年)。
- (27) 『新修倉敷市史 第九巻 史料編 古代・中世・近世(上)』二七四。
- (28) 前掲(4)。
- (29) 前掲(4)・(小川B)。
- (30) 『東寺長者補任』は、公刊されている『続々群書類従』本以外にも、多種存在する。各系統とその評価については、高橋敏子「東寺長者補任」の類型とその性格」(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』、思文閣出版、二〇一一年)に詳しい。
- (31) 東寺灌頂院御影供とは、東寺の灌頂院で空海の忌日三月二日に毎年行われた供養法で、執事頭役とは、その費用負担者となることであった。このことについては、前掲(24)中の橋本初子研究で考察されている。
- (32) 「東宝記」(『大日本史料』第六編之四十五、永和元年雜載)、「東寺長者補任」(『続々群書類従』第二史伝、『東寺私用集』)。
- (33) 後掲(55)。
- (34) 「東寺長者補任」(『続々群書類従』)、「異本長者補任」(応安元年条『大日本史料』第六編之三〇、応安元年雜載)。
- (35) 前掲(27)二三一。
- (36) 後述する史料三・四のことから、史料二の「貞治二年二月、被放門徒」は貞治三年の誤りである。
- (37) 前掲(27)二三二。
- (38) 前掲(25)、長谷川賢二「中世における熊野信仰と宗派の境界」(『四国中世史研究』一一、二〇一一年)、三宅克広「中世後期の山伏と東寺―東寺・新熊野神社・備前児島五流をめぐる―」(中野栄夫編『日本中世の政治と社会』、吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (39) 『大日本史料』第六編之二五、貞治三年二月二三日条。『東寺執行日記』(内閣文庫所蔵二冊本、請求番号一六二一〇一四九)で字句修正した。
- (40) 前掲(39)。
- (41) 『国宝東宝記紙背文書影印』一三三。性禪は貞治三年当時の東寺二長者(『続々群書本』『東寺長者補任』)。上記史料については、前掲(24)橋本論文参照。
- (42) 前掲(38)。
- (43) 『東寺長者補任』の異本では、良宋について、宋弁の「先師良宋」としている(前掲(20)貞治三年条)。
- (44) 「東寺長者補任」(『続々群書類従』本、建武元年条、上記では「於僧正」とするが、東京大学史料編纂所所蔵報恩院本『東寺長者補任』の写真帳(請求記号六二六一七四)によると「權僧正」の誤記)。
- (45) 「新熊野別当次第」(『修験道章疏 第三巻』、国書刊行会、二〇〇〇年)。
- (46) 京都市埋蔵文化財研究所『京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 二〇〇九―一三 教王護国寺旧境内(東寺旧境内)』(京都市埋蔵文化財研究所、二〇〇九年)。
- (47) 『大日本史料』第六編之二六、貞治三年雜載。
- (48) 真瑜については、東寺供僧としての履歴が富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(『資料館紀要』八、一九八〇年)中の表にある。
- (49) 「東寺文書」書一之六(『大日本史料』第六編之二九、応安元年七月五日)。
- (50) 「東寺百合文書」ト四六之六〇(『大日本史料』第六編之三二、応安二年雜載)。
- (51) 後掲(53)。
- (52) 橋本初子「大和国檜牧庄の相伝文書」(『古文書研究』一一、一九七八年)。

- (53) 「東寺文書」數四之九(『大日本史料』第六篇之三、建武三年二月二十六日条)。
- (54) 「東寺文書」書一之六(前掲(53))。
- (55) 「東寺百合文書」の一之七(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年四月三日条)。
- (56) 「東寺百合文書」の一之七(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年二月一日条)。
- (57) 宋縁の弟子に隆縁という山伏が存在する(後掲(65)参照)。この隆縁は、「山伏帳」に「隆縁宮内卿僧正 覺王院」と記載されており、宋縁の継承者となつたとみられる山伏である。隆縁の名は史料八にはないことから、上記傍線部の「覺王院」は、東寺のものではないことが明らかである。弟子にそのようなものを継承させたということは、宋縁の号する「覺王院」も、兎島の覚王院であつたことを示しているといえるだろう。
- (58) 『南北朝遺文 中国四国編』二六七五、二二六七。
- (59) 前掲(25)・(38)、長谷川賢二「真言宗・東寺と山伏―中世修験道史研究の課題をめぐる研究ノート―」(『寺社と民衆』九、二〇三年)
- (60) 「後光厳天皇御記」応安三年八月一七・一九日条(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年八月一九日条)。
- (61) このことが、後光厳朝廷に与えた影響は、森茂暁「増補改訂南北朝武関係史の研究」(思文閣出版、二〇〇八年)第三章第二節に詳しい。
- (62) 「後光厳天皇御記」応安三年九月一八日条(前掲(60))。
- (63) 「後光厳天皇御記」応安三年十一月十五日条(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年十一月十五日条)。
- (64) 前掲小川B。
- (65) 「豊原信秋記」応安七年四月一日条(『大日本史料』第六篇之四一、応安七年雜載 贈答・往来)で、「覺王院弟子宮内卿僧都隆縁來臨 すと、宋縁の弟子「宮内卿僧都隆縁」が、豊原信秋の元へ出向いたことが記されている。「宮内卿僧都」は、「山伏帳」でも「隆縁」と記載しており、史料
- 一一の「詮縁」は誤記と思われる。
- (66) 当時、祇園社は西大門等が破損し問題となつていた(『大日本史料』第六篇之三六、応安五年一〇月二六日条)。顕詮が、足利將軍の御師となつたことを自己の基盤としたこと、そのため宛所の記載に執着していたことについては、市沢哲「南北朝内乱と祇園社」(『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二四、二〇一一)参照。
- (67) 『祇園執行日記』応安五年一〇月二六日条。
- (68) 家永遵嗣「室町幕府將軍権力の研究」(東京大学日本史学研究室、一九九五年)第一部第一章第二節。
- (69) 前掲(9)、小川B。
- (70) 「押小路文書」(『大日本史料』第六篇之四三、永和元年三月三日条)。
- (71) 応安四年、社殿での殺害事件による穢れから石清水八幡宮は造営事業を行つていた。石清水八幡は源氏の宗廟であることから、幕府はこれを強力に支援していた(前掲(4)参照)。
- (72) 『門葉記』巻第七一によれば、永和三年、山名義幸のために冥道供が行われた際、宋縁が周旋している(近藤祐介氏からの御教示)。
- (73) 『大日本史料』第六篇之三三、応安三年九月四日条。
- (74) 天野文雄氏は宋縁を「権僧正」と記すことを後光厳天皇の誤記としているが、応安元年には僧正であつたことから妥当である。
- (75) 「後光厳天皇御記」応安三年九月廿二日条(前掲(60))。
- (76) 『園太暦』観応二年一月五日条。
- (77) 前掲(4)。家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(『近世の天皇・朝廷研究』五、二〇一三年)。
- (78) 斯波氏は、邸宅を焼け出された伏見官家に別荘を提供することや、義満死後の所領返付に尽力していた(樅葉記)。土岐氏が崇光支持派であつたことは、山田徹「土岐頼康と応安の政変」(『日本歴史』七六九、二〇一二年)参照。
- (79) 松田貞秀等歌人はもちろん、足利義満等の笙の師であつた楽人豊原信

秋とも親交のあったことが、その日記『豊原信秋記』への頻繁な登場とやり取りから窺われる。

- (80) 安田次郎『中世の興福寺と大和』（山川出版社、二〇〇一年）第三章第三節。
- (81) 『大日本史料』第六篇之二、延文二年一〇月二十五日条。
- (82) 『吉田家日次記』応安四年二月二日条（『大日本史料』第六篇之三、四、応安四年二月二日条）。
- (83) 前掲（82）。
- (84) 前掲（82）。
- (85) 応安強訴の過程については、前掲（4）・（7）稲葉論文、勝野隆信『僧兵』（至文堂、一九五五年）に詳しい。
- (86) 『吉田家日次記』応安四年二月五日条（前掲（82））。
- (87) 『吉田家日次記』応安四年二月三日条（前掲（82））。
- (88) 『吉田家日次記』応安四年二月一日条（前掲（82））。
- (89) 『後深心院閔白記』応安五年七月三日条。
- (90) 『大日本史料』第六篇之三六、応安五年二月五日条。
- (91) 『大日本史料』第六篇之三八、応安六年八月六日条。
- (92) 前掲（86）、『大日本史料』第六篇之三八、応安六年七月一日五日条。
- (93) 『大日本史料』第六篇之四一、応安七年一月五日条。
- (94) 『大日本史料』第六篇之四一、応安七年二月一日七日条。
- (95) 『春日神木御入洛見聞略記』（『大日本史料』第六篇之四一、応安七年一月五日条、『大日本史料』第六篇之四三、永和元年正月一七日条）。
- (96) 『大日本史料』第六篇之三六補遺。
- (97) 前掲（96）。
- (98) 前掲（96）。
- (99) 『後深心院閔白記』応安四年一〇月七日条。
- (100) 前掲（88）。
- (101) 小川剛生氏は、宋縁が興福寺の実力者慈恩院隆円と関係を持っていた

ことを指摘されている（前掲小川A・B）。宋縁は南都でも名を知られた存在であったと思われる。

- (102) 前掲（7）稲葉論文。
- (103) 『花宮三代記』永和五年二月一日条。
- (104) 『東寺百合文書』の函二一四。
- (105) 〓は史料一四、二条良基書状案の別案文『東寺百合文書』の函二八一九から補ったことを示す。
- (106) 前掲（4）。
- (107) 前掲（4）。
- (108) 『後愚昧記』康暦元年閏四月廿一日条。
- (109) 前掲（45）では康暦元年五月までには、新熊野別当から退いたことがみえる。
- (110) 前掲小川B。
- (111) 木下和司『備後杉原氏と南北朝の動乱』（『芸備地方史研究』二四二、二〇〇四年）では、細川頼之と幕府奉行人杉原氏が、頼之の中国管領期に関係を深めたことが指摘されている。
- (112) 『豊原信秋記』応安七年三月一七・廿日条（前掲（65））。近江猿樂と敏満寺の関係については、能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、一九三八年・林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（岩波書店、一九六〇年）参照。
- (113) 和歌森太郎『小島法師について』（同『修験道史研究』、東洋文庫、一九七二年）。